

新潟市民芸術文化会館 新型コロナウイルス感染予防対策

(指定管理者)

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

-
- I. 対策の目的、位置づけ
 - II. 感染防止のための基本的な考え方
 - III. 具体的な対策、実施主体
 - IV. 主催者の留意事項
 - V. 収容率及び人数上限の緩和を適用する条件
- 別表 入場者数の上限

添付 新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイド
ライン(令和 3 年 11 月 1 日改訂)

Ⅰ. 対策の目的、位置づけ

1. 目的

この対策は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。国の方針を踏まえて公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和3年10月15日)」、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年11月1日改訂)」を踏まえて整理しました。

すべての項目の実施が新潟市民芸術文化会館を利用するうえの必須条件ではありませんが、新潟市民芸術文化会館を利用する全ての方の安全を確保するため留意していただきたい事項です。

2. 位置づけ

新潟市民芸術文化会館の管理者（以下「会館」という。）、新潟市民芸術文化会館で公演又は催事等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、国、新潟県、新潟市の方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本対策に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「具体的な対策」を踏まえ、個々の公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むことが求められています。

本対策の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

3. 改定のポイント

本対策は、令和2年6月1日付で発し令和3年9月7日付で改定した対策を一部更新しました。

主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 「すべての感染防止策は、ワクチン接種の有無にかかわらず、共通の事項」であることを記載しました。
- (2) これまで「マスクの着用」としていた記載を、「正しいマスクの常時着用」に変更しました。
- (3) これまでも換気の必要性について周知をしてきましたが、「常時換気の励行」として基本的な感染対策に追加しました。
- (4) フェイスシールドについては、飛沫抑制の効果が低いとみられることから記載を削除しました。
- (5) 感染が疑われる者が発生した場合等に速やかに対応できるよう、新たに「4. 感染拡大への防止策」の項目を設けました。
- (6) 令和3年10月29日付で発出された「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえ、収容率及び人数制限の緩和を適用する場合の条件等について、当面の間、これまでの取り扱いを継続します。

II. 感染防止のための基本的な考え方

全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

1. 「三つの密」を徹底的に避ける
 - (1) 密閉空間(換気の悪い密閉空間)
 - (2) 密集場所(多くの人が密集している)
 - (3) 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)
2. 人と人の距離の確保
十分な間隔を空ける
3. 正しいマスクの常時着用
マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
4. 手洗いなどの手指衛生
5. 常時換気の励行
6. イベントの参加者人数、収容定員等について、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年11月1日)」のとおり取り扱います。

令和3年11月1日現在の政府発表の制限は、以下の通りです。なお、感染拡大の状況によって、変更がある可能性があります。

時期	収容率		人数上限
<u>令和3年11月以降、当面の間</u>	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	① 収容人数 10,000 人超⇒収容人数の 50% ② 収容人数 10,000 人以下⇒5,000 人
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	50%以内 (※) (席がない場合は十分な間隔)	

※印：「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことを可とする。

- (1) (※について) 異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けてください。親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要です。(その場合、収容率が50%を超えることもあります。)
- (2) ワクチン接種未年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演・事業については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

Ⅲ. 具体的な対策、実施主体

具体的な対策を、取り組みの種別・場所別に整理しました。楽屋内の消毒などは主催者にご協力をお願い致します。なお、会館の欄の「レセ」はレセプションистが行います。

1. 全体的な対策

		会館	主催者	お客様
消毒	手指用アルコール消毒液の設置	○		
	事務室、手すり、エレベーターのボタン、トイレ器具の消毒 客席ひじ掛けは抗菌コーティング済み	○		
	楽屋の消毒	使用前	使用中	
抗菌	客席椅子（コンサートホール、劇場、能楽堂）	○		
換気※	空調設備運転…温湿度制御より換気量を優先 湿度40%以上を目安に加湿 二酸化炭素モニターを活用し、濃度1,000ppm以下に保つことを確認	○		
	ドア、窓を適宜開放して換気に努める		○	
手洗い	呼びかけ（アナウンス、表示）	○	○	
	薬用せっけんの配置	○		
飛沫防止	正しいマスクの常時着用を徹底	○	○	○
連絡先の把握	参加者名簿の作成（感染が発生した場合など必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知）し、概ね1カ月間保持。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。 または接触確認アプリをインストール、LINEによる「新潟県新型コロナウイルスお知らせシステム」の登録、利用者のQRコード読み取り等を活用するよう呼びかけ。接触確認アプリを機能させるため、電源及びBluetoothをオンにした上で、マナーモードかつフライト／機内モードにすることを推奨する。		○	
検温	自宅で測定。発熱の場合は入館しない。	○	○	○

※換気について

劇場、音楽堂等の公演会場における空調設備の特徴として、会場に静音性が求められることから空調機が離れて設置されており、間を長いダクトでつなぎ途中で消音器やフィルターが挟まっています。空調機に吸引された空気は、外気 20～30%と混合されて、温度調整されて会場に戻されます。仮にエアロゾル飛沫が発生しても、吸引されてダクト等を経由する中で、ダクト内のフィルター等に付着し、また希釈されるので、再び戻されるときには、感染リスクは低くなっているものと想定されます。また、一人あたりの空気の循環量としても一般のオフィスや病院等を上回るものがあります。

(劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版より抜粋)

2. 場所別の対策

		会館	主催者	お客様
玄関 (もぎり)	検温 (お客様対象)	○	(○)	○
もぎり	・マスク着用の確認、着用の呼びかけ	○	○	
	マスクを破損・紛失した方には提供	○		
	最低 1m の間隔を空けた整列		○	
	チケットを目視確認またはお客様が半券をもぎる	レセ	○	○
	「いらっしゃいませ」声がけしない	レセ		
客席	入場者数を別表「入場者数の上限」以下に抑える。		○	
	演者が歌唱等を行う場合、 <u>演者から観客まで</u> 一定の距離を確保 (最低 2m)		○	
	入退場について、エリアごとに時間差を設ける。または時間に余裕をもつ		○	
	(遅れ客対応時) ・前室に留まらない	レセ	○	
	会話を控えるようアナウンス		○	
トイレ	便器の洗浄の際はフタを閉めるよう促す	○	○	
	休憩時間を長めに、または回数を多めに設定し、混雑を緩和する。		○	
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。	レセ	○	
当日券売り場	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。	○		
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	

		会館	主催者	お客様
buffet		休業中		
cloak	実施時期（日）、対象物品を限定して実施	○		
merchandise	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。		○	
	1mの間隔を空けた整列を促す		○	
	サンプル品、見本品は極力取り扱わない		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
nursery		リスクを踏まえ、要否をご検討ください		
stage	マイク等の受け渡しはトレイを介す。直接手渡ししない。	○	○	
	共有する楽器、機材の消毒（除菌シート）	○		
	持ち込み機材の接触制限（職員は極力触れない）		○	
	マイクの使いまわし（質疑応答）は控える		○	
	出演者同士は適度に間隔を開ける。		○	
	利用終了後、床の清掃を行う	○		
music room	下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○	
	密にならないよう定員を調整するとともに換気を励行		○	
	飲食時などマスクを外す場合は、会話を控える。		○	
	コップ、皿は使い捨てを使用		○	
adjustment room	密接にならないよう入室者数を制限	○	○	
practice room	備品、楽器等を消毒または清拭する	資材用意	○	
gift	プレゼントや差し入れは控えるよう呼びかけ	○	○	
water cooler	使用中止	○		
notification	注意事項、お願い事項をホームページと玄関先に表示	○		
	注意事項、お願い事項を会場入り口に表示		○	

3. 利用種別の対策

(1) 飛沫が発生する合唱（カラオケ）、吹奏楽など

	会館	主催者 利用者
利用終了後、床の清掃を行う	○	
下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○
楽器等について、唾液の処理等を適切に行う		○
特に換気に注意を払い、こまめに行う	○	○
対面での発声・演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うこと。 やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど前後の距離に注意すると共に次のとおり距離を確保する。 (1) 合唱（カラオケ） 飛沫が飛び散る方向に 2m 程度、左右は 1m 程度の距離を確保。距離の確保が困難な場合はマスクを着用する。 (2) 吹奏楽など 飛沫が飛び散る方向に 1.5m 程度(トランペット・トロンボーンは可能な限り 2m)、左右は近づきすぎない距離 対面する指導者や指揮者との距離は 2 m 確保し、やむを得ず、2m の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置などの対策を講じる。		○
個人持ちの楽器や楽譜の貸し借りは禁止する。楽器などを、共有で使用する場合は、活動前後に拭き取り消毒（中性洗剤やウェットティッシュでも可）を行う		○
カラオケや弾き歌いなどの場合、交代ごとにマイクや楽器の拭き取り消毒を行う		○

4. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに会館に連絡し、対応を協議してください。

公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合の対応について

- (1) 換気の良い救護室を臨時で開設し隔離する。
- (2) 対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備する。
- (3) 速やかに帰宅するか、医療機関を受診するよう促す。

IV. 主催者の留意事項

主催者には、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和 3 年 10 月 15 日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」に示されている「公演主催者に協力を求める具体的な対策」を留意していただきますようお願いします。同ガイドラインの内容は全国公立文化施設協会ホームページでご確認ください。

V. 収容率及び人数上限の緩和を適用する条件

令和3年11月から当面の間、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合（下表参照）、国が示した感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容が可能となります。

この場合、主催者は感染防止策の徹底を図るとともに、次頁チェックリストを事前に会館に提出して、主催者と会館の双方で十分に確認してください。

（表）各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定される ものの例
【音楽】 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	【音楽】 ロックコンサート、ポップコンサート 等
【演劇等】 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	【スポーツイベント】 サッカー、野球、大相撲 等
【舞踊】 バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	【公営競技】 競馬、競輪、競艇、オートレース
【伝統芸能】 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	【公演】 キャラクターショー、親子会公演 等
【芸能・演芸】 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	【ライブハウス・ナイトクラブ】 ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
【公演・式典】 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
【展示会】 各種展示会、商談会、各種ショー	

- ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする

(チェックリスト)

年 月 日

新潟市民芸術文化会館指定管理者宛て

主催者名

(公演日) _____ (公演名) _____ において下記感染防止策の徹底を図ったうえで
収容率の上限を 100%とします。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率等を緩和する場合の前提)

チェック	項目	ポイント
	① 適切なマスク着用の徹底	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保
	② 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う ※隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) ※演者が歌唱等を行う場合、演者から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

	③ ①～②の奨励	・ マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ・ 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと
	④手洗	・ こまめな手洗の徹底を促す
	⑤消毒	・ 主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒を促すこと
	⑥換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置 ・ こまめな換気 (1 時間に 2 回以上、1 回に 5 分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・ 特に、寒冷な場面における換気等に注意すること ・ 乾燥する場面では湿度 40%以上を目安に加湿
	⑦密集の回避	・ 入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ、人員の配置、動線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
	⑧身体的距離の確保	・ 演者が発声する場合には、演者から観客の間隔を 2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)
	⑨飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
	⑩参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ※ただし、発熱者・有症状者の入場を断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

(チェックリスト) 次頁につづく

	⑪参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や LINE による「新潟県新型コロナお知らせシステム」の奨励
	⑫演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処（練習時や催物開催前も含む）
	⑬催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起
	⑭ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従った取組みを行う旨、ホームページ等で公表

（３）イベント開催の共通の前提

	⑮地域の感染状況に応じた対応	・ 全国的な移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
--	----------------	--

(別表) 入場者数の上限

	100%定員(※1)	50%定員(※2)	備考
コンサートホール	2, 0 0 0 人	(1, 0 0 0 人)	
劇場	9 0 3 人	(4 5 1 人)	
能楽堂	3 8 7 人	(1 9 3 人)	
ギャラリー	1 5 0 人	(7 5 人)	
スタジオ A	1 3 0 人	(6 5 人)	
スタジオ B	1 5 0 人	(7 5 人)	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らし、個別具体的に判断。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

練習利用の定員

大声での発生が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで利用してください。

	定員	推奨人数	室内環境に合わせた換気量の調整
スタジオ A	1 3 0 人	1 0 0 人	可
スタジオ B	1 5 0 人	1 0 0 人	可
練習室 1	1 6 人	6 人	不可
練習室 2	1 2 人	6 人	不可
練習室 3	1 2 人	6 人	不可
練習室 4	4 0 人	2 0 人	可
練習室 5	4 0 人	2 0 人	可
練習室 6	1 5 人	1 2 人	不可

(1) スタジオ A、スタジオ B、練習室 4、練習室 5 は、必要換気量（一人あたり毎時 3 0 m³）より換算した在室人数を推奨します。なお、ビル管理法の空気環境基準を満たすよう換気量を調整しているため、従来の定員についても法令上の問題はありません。

(2) 練習室 1, 2, 3, 6 は、換気量が一定のため必要換気量から算定した人数（推奨人数）を上限とします。

(施行期日)

この対策は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 2 年 10 月 5 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 3 年 9 月 7 日から施行する。

(改定)

この対策は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。